

## 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項について適切な措置をとられるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の改正

#### 期末手当

- (1) 令和2年12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあっては、1.05月分）とすること（再任用職員を除く。）。
- (2) 令和3年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.075月分）とすること（再任用職員を除く。）。

### 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

#### 期末手当

- (1) 令和2年12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。
- (2) 令和3年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

#### 期末手当

- (1) 令和2年12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。
- (2) 令和3年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 4 改定の実施時期等

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和3年4月1日から実施すること。